



2010年3月19日

各 位

会 社 名 アステラス製薬株式会社
代 表 者 代表取締役社長 野木森 雅郁
コード番号 4503
(URL <http://www.astellas.com/jp>)
東 証 ・ 大 証 (各 第 一 部)
決 算 期 3月
問 合 せ 先 広報部長 河村 真
Tel : (0 3) 3 2 4 4 - 3 2 0 1

OSI Pharmaceuticals 社の株式公開買付けに関する Hart-Scott-Rodino 法 待機期間の満了について

アステラス製薬株式会社（本社：東京、社長：野木森 雅郁、以下「アステラス製薬」）は、当社による OSI Pharmaceuticals, Inc.（本社：米国ニューヨーク州メルビル、以下「OSI Pharmaceuticals 社」）の株式公開買付けに関し、米国の独占禁止法 Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976（以下「Hart-Scott-Rodino 法」）にもとづく待機期間が満了しましたので、お知らせ致します。このたびの Hart-Scott-Rodino 法にもとづく待機期間の満了により、本公開買付けの条件のひとつが満たされたこととなります。

2010年3月1日付け当社プレスリリース「米国医薬品会社 OSI Pharmaceuticals 社に対する株式公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の通り、当社の米国持株子会社アステラス US ホールディング Inc.（本社：イリノイ州ディアフィールド）の 100%子会社 Ruby Acquisition, Inc.が、OSI Pharmaceuticals 社の普通株式を 1 株あたり現金 52 ドルで買い取る公開買付けを米国時間 3 月 2 日に開始しました。本公開買付けは、資金調達やデューディリジェンスを一切条件としておらず、慣例的な要件のみを成立の条件とするものです。

[Hart-Scott-Rodino 法について]

合併や買収などの企業結合の事前届出を定める法律で、この法律のもとでは、一定以上の規模の企業結合などを行うにあたって、事前に米国司法省と米国連邦取引委員会（独禁当局）に届け出る必要があります。原則として届出から 30 日間は、待機期間として合併や買収を実施することは禁止されますが、独禁当局が合意した場合にはその期間を短縮することができます。

本公開買付けについても事前に届け出る必要があり、待機期間の満了を本公開買付けの条件のひとつとしていました。なお、本公開買付けについては、待機期間は 15 日間に短縮されていました。

以 上